1　職員の任免及び職員数に関する状況

（1）職員の任免

職員の採用及び退職の状況　（令和７年度）

区　分	採　用	退　職		
		定　年	勧　奨	自己都合 その他
一般行政職	3			4
医療職	2			2
技能労務職	2			3
計	7			9

（2）部門別職員数の状況と主な増減理由　（各年４月１日現在）

部門＼区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和７年	令和８年		
一般行政	総務	7	6	△1	人事異動
	民生	34	36	2	人事異動
	衛生	18	18		
	小計	59	60	1	
特別行政	消防	48	50	2	採用
	小計	48	50	2	
公営企業等会計	介護保険	107	106	△1	退職等
	小計	107	106	△1	
合計		214	216	2	

（3）一般行政職の級別職員数の状況　（令和８年４月１日現在）

区　分		１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
標準的な職務内容		主事 技師	主幹 技幹	主任、主査技査	次長 係長	会計管理者 所長	事務局長	
職員数（人）		4	6	21	6	6	1	44
構成比（%）		9	14	47	14	14	2	100
参考	1年前の構成比	13	9	57	6	13	2	100
	5年前の構成比	10	25	33	15	15	2	100

（注）　高吾北広域町村事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。（消防職・医療職は除く。）

2　職員の人事評価の状況

人事評価の概要

対象：一般職の職員

評価期間：毎年４月１日から翌年３月３１日まで

評価方法：能力評価、業績評価による

評価者

区分	被評価者	一次評価者	二次評価者	確認者
組合長部局	事務局長	組合長		組合長
	所長	事務局長		組合長
	次長、係長	所長	事務局長	組合長
	その他の職員	次長	所長	組合長
消防部局	消防長	事務局長		組合長
	次長、署長	消防長	事務局長	組合長
	副署長、分署長、係長、隊長	次長、署長	消防長	組合長
	その他の職員	係長、隊長	次長、署長	消防長

3　職員の給与の状況

（1）人件費の状況

区　分	歳出額 A	人件費 B	人件費比率 (B／A)	(参考) 令和6年度の人件費比率
令和7年度	千円 2,430,175	千円 1,486,884	% 61.2	% 60.7

（2）職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況　　(令和8年4月1日現在)

区　　分	一般行政職	消　防　職	医　療　職	技能労務職
平均給料月額	307,704円	310,324円	308,800円	276,163円
平均給与月額	342,623円	374,300円	351,497円	323,399円
平 均 年 齢	43.9歳	39.2歳	46.4歳	44.4歳

(注)　平均給与月額は、給料に扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

（3）職員の初任給の状況　　(令和8年4月1日現在)

区　　分		高吾北広域町村事務組合	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	232,000円	232,000円
	高校卒	200,300円	200,300円

（4）職員手当の状況

ア　期末・勤勉手当、退職手当

区　　分	高吾北広域町村事務組合		
期末手当 勤勉手当	(令和7年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.250(0.7)月分	1.050(0.5)月分
	12月期	1.275(0.725)月分	1.075(0.525)月分
	計	2.525(1.425)月分	2.125(1.025)月分
	職務の級による加算措置　役職加算　5%～15%		

(注)　勤勉手当の支給割合は、総額を算出するための支給割合であり、実支給割合とは異なります。

(注2)(　) 内は再任用職員に係る支給割合です。

（令和８年４月１日現在）

区　分	高吾北広域町村事務組合		
退職手当	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
	勤続 20 年 勤続 25 年 勤続 35 年 最高限度額	19.66950 月分 28.03950 月分 39.75750 月分 47.70900 月分	24.586875 月分 33.27075 月分 47.70900 月分 47.70900 月分
	１人当たり平均支給額 （令和７年度）	4,769 千円	16,869 千円
	その他の加算措置	・定年前早期退職加算（2%～20%加算） ・退職手当の調整額	

イ　扶養手当、住居手当、通勤手当　（令和８年４月１日現在）

区　分	内　容	
扶養手当	・満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	13,000 円
	・子以外の扶養親族	6,500 円
	・特定期間の加算	5,000 円
住居手当	・借家及び借間居住者	家賃月額 27,000 円以下は 16,000 円を控除した額 27,000 円を超えるときは 28,000 円を限度
通勤手当	・交通機関利用者 ・自動車等使用者 ・駐車場等利用者	運賃相当限度額 150,000 円 通勤距離に応じ、2,000 円（片道２km 以上）から最高 22,800 円 駐車場等使用料金に応じ月額 5,000 円を超えない範囲

ウ　時間外勤務手当

時間外勤務手当	令和６年度	支　給　総　額	21,610 千円
		職員１人当たり平均支給年額	104 千円
	令和７年度	支　給　総　額	21,649 千円
		職員１人当たり平均支給年額	107 千円

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（１）職員の勤務時間（標準的なもの）　（令和８年４月１日現在）

１週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38 時間 45 分	8：30	17：15	12：00～13：00

（２）その他の勤務条件

ア　休暇　　（令和８年４月１日現在）

休暇の種類		事　　由	期　　間
年次有給休暇		１の年ごとにおける休暇	年 20 日 翌年への繰越 20 日を限度
病気休暇		負傷又は疾病のため療養する必要があり、やむを得ないと認められる場合	医師の証明等に基づき必要最小限度の期間で連続する 90 日（生理日の就業が著しく困難である場合、公務又は通勤の負傷若しくは疾病による場合を除く）を超えない範囲内
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	証人等としての出頭	証人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄等移植のための骨髄液等の提供	骨髄液等の提供希望者として登録又は骨髄液等を提供する場合	必要と認められる期間
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1 の年において 5 日以内
	結婚休暇	結婚する場合	連続する 5 日以内
	産前休暇	6 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間
	産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
	生後 1 年に達しない子を育てる場合	生後 1 年に達しない子を育てる職員が、授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内
	職員の妻が出産する場合	職員の妻が出産する場合で、入院等の付添い等のため勤務しないことが相当である場合	2 日の範囲内
	子の養育のための休暇	職員の妻が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する職員がこれらの子を養育する場合	妻の出産予定日の６週間前の日から出産の日以後１年を経過するまでの期間内における５日の範囲内
	子の看護等のための休暇	9 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護や学校の休業にかかる子の世話、教育保育にかかる行事に参加するため勤務しないことが相当である場合	1 の年において 5 日（9 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある子が２人以上の場合は、10 日）以内
	短期介護休暇	要介護者の介護その他の世話を行うため勤務しないことが相当である場合	1 の年において 5 日（要介護者が 2 人以上の場合は、10 日）以内
	親族が死亡した場合	職員の親族が死亡した場合	親族に応じ 1 日～7 日
	父母を追悼する場合	職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当である場合	1 日の範囲内
	夏季休暇	職員の心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当である場合	6 月から 10 月までの期間内における原則として連続する 3 日の範囲内
	災害等による現住居の滅失、損壊等	災害等により職員の現住居が滅失、損壊した場合で復旧作業等を行い、一時的に避難している時又は職員及び同一世帯者の生活に必要な食料等を確保する場合	7 日の範囲内

	災害等による出勤困難	災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合	必要と認められる期間
	退勤途上の危険回避	災害又は交通機関の事故等により職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間
	能率増進計画の実施	地方公務員法第 42 条の規定によりあらかじめ計画された能率増進計画の実施	計画の実施に伴い必要と認める期間
	生理休暇	職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合	必要と認められる期間
	保健指導・健康診査の受診	妊娠中・出産後 1 年以内の職員が保健指導・健康診査を受ける場合	1 日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間
	妊婦の通勤混雑緩和	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内
	出生サポート休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当である場合	1 の年において 5 日（体外受精その他組合長が定める不妊治療に係るものは 10 日）の範囲内
介護休暇		配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により、2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6 か月の期間内で必要と認められる期間

イ　育児休業制度　（令和 8 年 4 月 1 日現在）

種　類	事　由	期　間
育児休業	3 歳に満たない子を養育する職員	子が 3 歳に達する日までの期間
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	一週間あたりの勤務時間が 19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分又は 24 時間 35 分となるように勤務
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	1 日につき 2 時間を超えない範囲内又は 1 年につき 10 日を超えない範囲内

5　職員の休業に関する状況

育児休業の状況

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

	男性	女性
新たに育児休業を取得した者	5	1
前年度から引き続いている者	0	5

6　職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）分限処分の状況　（令和 7 年度）

処分事由＼処分の種類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	地公法第 28 条第 1 項第 1 号						

心身の故障の場合	地公法第 28 条第 1 項第 2 号 第 2 項第 1 号			4		4	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第 28 条第 1 項第 3 号						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第 28 条第 1 項第 4 号						
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第 28 条第 2 項第 2 号						
合　　計				4		4	
地公法第 28 条第 4 項により失職した者							

（2）懲戒処分の状況　（令和 7 年度）

処分事由＼処分の種類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告
法令に違反した場合	地公法第 29 条第 1 項第 1 号						
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第 29 条第 1 項第 2 号						
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第 29 条第 1 項第 3 号						
合　　計							

7　職員の服務の状況

職員の営利企業等従事許可の状況　（令和 7 年度）

内　　容	件　　数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員等の地位を兼ねることの許可	
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	１７

8　職員の退職管理の状況

地方公務員法に定めるもののほか、「職員の退職管理に関する規則」により、退職管理の適正化を図っています。

離職後に営利企業等に再就職した者は、離職前５年間の職務に属する契約等事務に関し、離職後２年間、現職職員に働きかけをすることが禁止されています。

また、管理監督の地位にある職員であった者は、離職後２年間、再就職した場合は離職時の任命権者に届け出るよう義務付けられています。

9　職員の研修の状況

（令和 7 年度）

研修名	研修回数	受講者数
能力開発 ・向上研修	14	25

１０　職員の福祉及び利益の保護の状況

（1）福利厚生制度

福利厚生の状況　（令和8年4月1日現在）

区　　分	内　　容
職員の保険等に関すること	定期健康診断の実施
共　済　組　合	◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○保健給付 療養給付、入院時食事療養費、高額医療費など ○休業給付 傷病手当金、育児休業手当金など ○災害給付 弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 ◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付 ○老齢厚生年金、退職等年金給付 組合員期間が1年以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例あり） ○遺族厚生年金 組合員又は組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 ◎福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業 ○保健事業 短期人間ドック、指定宿泊施設利用助成など ○貯金事業 普通貯金、定期貯金、積立貯金 ○貸付事業 普通貸付、特別貸付、住宅貸付、災害貸付、高額医療貸付など
市町村職員互助会	◎給付事業 医療費、傷病給付金、休業給付金など ◎退職福祉部事業 ◎団体定期保険事業

（2）公務災害補償

公務災害等の認定状況　（単位：件、令和7年度）

公務災害	通勤災害	計
2	1	3

（3）措置要求・審査請求

ア　勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	令和6年度末係属件数	令和7年度内要求件数	令和7年度内処理件数	令和7年度末係属件数
給　　与				
旅　　費				
勤務時間				
休　　暇				
そ の 他				

計				

イ　不利益処分に関する審査請求の状況

申立の内容		令和６度末 係属件数	令和７年度内 申立件数	令和７年度内 処理件数	令和７年度末 係属件数
分限処分	降　給				
	降　任				
	休　職				
	免　職				
懲戒処分	戒　告				
	減　給				
	停　職				
	免　職				
その他					
計					